第64回 税理士試験 酒税法

● はじめに

今年度の本試験は、例年に比べ、全体的にボリュームはあったが、理論、計算ともに直前対策講義で対策していた論点が中心に出題されていたため、合格ラインは高めになることが予想される。

まず、第一問の理論問題については、輸出免税と外航船等に積み込む酒類の免税が出題された。設問(1)と設問(2)を正確に解答した上で、設問(3)をどれだけ解答出来たかどうかがポイントになると思われる。

次に、第二問の計算問題については、昨年度に引き続き、酒類の判定と税額計算が1題形式で出題された。 全体的にボリュームはあったが、未学習論点は出題されていないため、正確、かつ、スピーディーに解答出来 たかどうかがポイントになると思われる。

理論問題で確実に得点を重ね、かつ、計算問題でケアレスミスをいかに防ぐことが出来たかどうかがポイントになると思われる。

Z-64-G[第一問]解答

酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除(以下「輸出免税」という。) すると定められている。

この輸出免税の規定に関して、次の各問に答えなさい。

- (1) 輸出免税の規定が設けられている趣旨について述べなさい。
- (2) 輸出免税の適用を受けるための要件及びその必要な手続について、具体的に述べなさい。
- (3) 酒類製造者が、日本と米国との間を往来する日本国籍の船舶に、船舶内で使用するための酒類を積込む場合における酒税法の適用について述べなさい。

(1) 輸出免税の規定が設けられている趣旨(10点)

酒税法の規定は、元来、日本国内において消費される酒類について酒税を課するため設けられている。したがって、酒類が日本国外で消費されるために輸出される場合については、その課税上の取扱いをどうするかという問題が生ずる。これは、仮に、輸出される酒類の酒税を免除しないとすれば、外国に輸出される酒類の酒税額は、輸出酒類の価格の一部を構成することになることから、酒税の金額に応じて輸出価格が高くなり、それだけ輸出が不利になることになる。そこで、国際間の重複課税を回避し、貿易の促進を図る見地から、外国に輸出される酒類に対しては、酒税を免除することにしている。

(2) 輸出免税の適用を受けるための要件及びその必要な手続(10点)

① 要 件

酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、その移出に係る酒税を免除する。

② 必要な手続

イ 原則手続

輸出免税の規定は、移出をした酒類製造者が、その移出をした日の属する月分の納税申告書(期限内申告に限る。)にその酒類が輸出されたことについての明細を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

口 延期手続

やむを得ない事情があるためイに規定する書類をイの申告書に添付することができないときは、その書類は、次のそれぞれに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

- (イ) 酒類製造者が、その書類をその申告書の提出期限から3月以内に提出することを予定している場合に おいて、その予定日をその申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。……その予定日
- (ロ) 酒類製造者が、その書類をその申告書の提出期限から3月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、その申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。……その税務署長が指定した日

ハ 亡失手続

移出をした酒類を輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、その亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長に亡失の事実を届け出て、その税務署長又は税関長から亡失証明書の交付を受けたときは、その証明書は、イに規定する書類に代えて用いることができる。

③ 用語の意義

酒類製造者とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。

(3) 酒類製造者が、日本と米国との間を往来する日本国籍の船舶に、船舶内で使用するための酒類を積込む場合に おける酒税法の適用 (10点)

日本と外国との間を往来する日本国籍の船舶(以下「外航船等」という。)に積み込む酒類については、外国に輸出される酒類そのものではないが、日本国内において消費されるものではないため、外航船等への積込みを輸出とみなして、酒税法を適用することにしている。

① 適用要件

酒類製造者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、その積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出した場合には、その外航船等への積込みを輸出とみなして、酒税法に規定する輸出免税を適用し、酒税が免除されることになる。

- ② 手続等
 - イ ①の承認を受けようとする者は、所定の事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
 - ロ 税関長は、①の申請があった場合において、その申請に係る酒類が、その酒類を積み込もうとする外航船 等の航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して相当と認められる数量の範囲内 であり、かつ、酒税の取締り上支障がないと認めたときは、その承認をするものとする。
 - ハ 税関長は、①の承認をする場合には、相当と認められる積込みの期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、その税関長は、その指定した期間を延長することができる。
 - 二 税関長は、①の承認をする場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、その承認に係る酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを命ずることができる。
- ③ 用語の意義

酒類製造者とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

27点が合格確実ライン、22点がボーダーラインになると思われる。

Z-64-G〔第二問〕解 答

品目及びその判定理由

商品名	品目	判定理由
A	ビール	麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満
判定理由と		であり、副原料の重量(350kg+400kg+45kg+5kg=800kg)が麦芽の重量の50%(1,600
併せて4		kg×50%=800kg)を超えていないため、ビールに該当する。
В	連続式蒸留し	前段の酒類は、単式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が45度以下である
判定理由と	ようちゅうと	ため、単式蒸留しょうちゅうに該当する。
併せて4	単式蒸留しょ	後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が36度未満であ
	うちゅうの混	るため、連続式蒸留しょうちゅうに該当する。
	和酒	連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和したものは、混和酒に
		該当する。
C	スピリッツ	果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したものは、留出時
判定理由と		のアルコール分が95度未満であるため、ブランデーに該当する。
併せて4		当該ブランデーにカラメル、果糖及び水を加えたものは、糖類(果糖)を使用して
		いるため、ブランデーに該当しない。エキス分が2度未満の混成酒であるため、ス
		ピリッツに該当する。
D	清 酒	米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22
判定理由と		度未満であり、副原料の重量(20kg+720 ℓ ×40度÷0.95×0.8157=267.285kg)が米
併せて4		の重量の50%((400kg+140kg)×50%=270kg)を超えていないため、清酒に該当す
		る。
E	甘味果実酒	前段の酒類は、果実及びぶどう糖を原料として発酵させたものであり、アルコー
判定理由と		ル分が15度未満で、ぶどう糖を使用しており、ぶどう糖の重量(210kg×1=210kg)
併せて4		が果実に含有される糖類の重量(210kg)を超えていないため、果実酒に該当する。
		後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒であり、アルコール分が36度以上45度
		以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。
		果実酒にアルコール(連続式蒸留スピリッツ)及び水を加えたものは、補酒割合が
		90%以下で10%を超えているため、果実酒に該当しない。甘味果実酒に該当する。
		100 ℓ ×42度
		補酒割合= ${1,500 \ \ell \times 14 \pm 100 \ \ell \times 42 \pm}$ (16.6%)
F	発泡酒	麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、麦こうじを使用している
判定理由と		ため、ビールに該当しない。麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、
併せて4		アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。
G	ウイスキー	発芽させた穀類及び水によって穀類(麦及びとうもろこし)を糖化、発酵させたア
判定理由と		ルコール含有物を蒸留したものは、留出時のアルコール分が95度未満であるため、
併せて <u>4</u>		ウイスキーに該当する。
		当該ウイスキーにスピリッツ、カラメル及び水を加えたものは、原酒割合が10%
		以上であるため、ウイスキーに該当する。
		原酒割合=(93.3%)
1		

< TAC> 税14 この解答速報の著作権はTAC ㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

商品名	品	目		判	定	理	由	
Н	リキュ	ール	連続式蒸留機によ	る蒸留酒は、	アルコー	ール分が36度	以上45度以下であるため、	ス
判定理由と			ピリッツ(連続式蒸留	 スピリッツ)に該当~	する。		
併せて4			発泡酒に当該連続:	式蒸留スピ	リッツをカ	加えたものは	、麦芽を原料の一部とした	酒
			類で発泡性を有してい	いるものでき	あるが、	当該スピリッ	ツが麦を原料の一部とした	蒸
			留酒であるため、発	泡酒にも該	当しない	。エキス分	が2度以上の混成酒である	た
			め、リキュールに該	当する。				

① 適用税率

品目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円/kl)
ビール	A		220,000
連続式蒸留 しょうちゅう	В	200,000円+10,000円×(25度-20度)=250,000円	250, 000
単式蒸留 しょうちゅう	В	200,000円+10,000円×(25度-20度)=250,000円	250, 000
スピリッツ	С	200,000円+10,000円×(43度-20度)=430,000円	430, 000
清 酒	D		120,000
甘味果実酒	E	120,000円+10,000円×(14度-12度)=140,000円	140, 000
発泡酒	F	麦芽比率 $\frac{1,000\text{kg}}{250\text{kg}+1,000\text{kg}+100\text{kg}+80\text{kg}+40\text{kg}+15\text{kg}} (67.3\%) \ge 50\%$	220, 000
ウイスキー	G	低アルコール分 80,000円+10,000円×(12度-8度)=120,000円	120, 000
リキュール	Н	発泡酒の麦芽比率=67.3%≥50%	220,000

② 課税標準数量

品目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
		※ 税率の特例についての前年度実績の判定 1 1,000kℓ-100kℓ+600kℓ-100kℓ-100kℓ=1,300kℓ≤1,300kℓ	(nec)
ビール	A	6.7305kl+5kl=11.7305kl※ ※ 税率の特例の判定 (1) 当月分の適用枠 200kl-150kl-30kl=20kl (2) 当月分の税率の特例 8/5 東京 0.35ℓ×800ケース×24本+0.35ℓ×30本 8/10 8/5 東京 0.35ℓ×800ケース×24本+0.35ℓ×30本 10 (特例) (注) 製造場見学者に対する酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。 1 8/15 大阪 0.5ℓ×500ケース×20本=5kl ≤20kl-6.7305kl=13.2695kl ∴ 5kl (特例) 8/20 東京 0.5ℓ×500ケース×20本=5kl ≤13.2695kl-5kl=8.2695kl ∴ 5kl (特例)	11, 730, 500

		- I dele	課税標準数量
品目	商品名	計 算 過 程	$(m\ell)$
		$0.72 \ell \times 100$ ケース× 12 本+ $0.2 \ell \times 500$ 本= $0.964k\ell$	964, 000
スピリッツ	С	注 酒類販売業者に対する販売促進のための見本品の無償提供	
		は、移出に該当するため、課税される。 1	
		0.36kl (特例) ※	360, 000
		16.92kl+8.64kl=25.56kl (通常) ※	25, 560, 000
		※ 税率の特例の判定	
		(1) 当月分の適用枠	
		$120k\ell + 100k\ell = 220k\ell > 200k\ell$	
		返品分については、移出時に税率の特例の適用を受けてい	
清 酒	D	ることが明らかである。	
		$1.8 \ell \times 200$ 本= $0.36 k\ell$	
		(2) 当月分の税率の特例	
		8/10 東京 1.8ℓ×800ケース×12本=17.28kℓ>0.36kℓ	
		∴ 0.36kℓ (特例)	
		17. 28kℓ−0. 36kℓ=16. 92kℓ (通常)	
		8/30 東京 0.72ℓ×500ケース×24本=8.64kℓ(通常)	
		(1) 課税標準たる数量	
		0.35 ℓ ×100ケース×24本=0.84 ℓ	
甘味果実酒	Е	(2) 輸出免税の適用を受けようとする数量 } 1	
		$0.35 \ell \times 2,400 = 0.84 k\ell$	
		(3) $(1)-(2)=0 k\ell$	0
		(1) 課税標準たる数量	
		0.35ℓ×300ケース×24本+0.5ℓ×200ケース×24本	
		$+0.5 \ell \times 4,800$ 本=7.32 $k\ell$	
		(2) 未納税移出の適用を受けようとする数量	
発泡酒	F	$0.5 \ell \times 4,800 = 2.4 k\ell$	
		(3) $(1)-(2)=4.92k\ell$	
		(4) 税率の特例の判定	
		麦芽比率が50%以上であるため、適用なし。1	4, 920, 000
		0.5 ℓ×600ケース×24本=7.2kℓ	7, 200, 000
ウイスキー	G	(注) 薬事法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税	
		されない。 1	
		 0.5ℓ×500ケース×24本+0.35ℓ×250ケース×24本	
リキュール	Н	$+0.5 \ell \times 100$ 本=8.15 $k\ell$	8, 150, 000

③ 課税標準数量に対する酒税額

	里にかりがり			
品目	商品名	計 算 過 程	酒 税 額 (円)	
ビール	A	220,000円×11.7305 $k\ell$ =2,580,710円 2,580,710円× $\frac{85}{100}$ =2,193,603円	3 2, 193, 603	
連続式蒸留しょうちゅう	В	250,000円×2.16288 $k\ell$ =540,720円 540,720円× $\frac{80}{100}$ =432,576円	3 432, 576	
単式蒸留 しょうちゅう	В	250,000円×3.24432 k ℓ=811,080円 811,080円× $\frac{80}{100}$ =648,864円	3 648, 864	
スピリッツ	С	430,000円×0.964kl=414,520円	3 414, 520	
清 酒	120,000円×0.36 $k\ell$ =43,200円 $43,200円 \times \frac{80}{100} = 34,560$ 円 (特例) $120,000円 \times 25.56 k\ell = 3,067,200$ 円 (通常)			
甘味果実酒	E		0	
発泡酒	F	220,000円×4.92kℓ=1,082,400円	3 1, 082, 400	
ウイスキー	G	120,000円×7.2kℓ=864,000円	3 864,000	
リキュール	Н	220,000円×8.15kℓ=1,793,000円	3 1,793,000	
		酒税額の合計額	10,530,723 円	

④ 控除を受けようとする酒税額

品	目	商品名	į	計算	過	程		控除さ	を受けよう る 酒 税 額 (円)
清 酒		D	戻入控除 (1) 税 率 120,000円 (2) 戻入数量 0.36kl (3) 控除税額 120,000円×0. 43,200円×					3	34, 560
スピリッ	, Y	Е	原料使用控除 (1) 税 率 200,000円+10,000円×(42度-20度)=420,000円 (2) 原料使用数量 0.1kℓ (3) 控除税額 420,000円×0.1kℓ=42,000円				3	42, 000	
					酒税額の	合計額			76,560 円

⑤ 納付すべき酒税額

計	算	過	程	納付すべき酒税額 (円)
10,530,723円-76,560円=10,454,163	円→10, 4	154, 100F	円(100円未満切捨)	10, 454, 100 円

注 1、3、4は予想配点を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

63点が合格確実ライン、58点がボーダーラインになると思われる。

●おわりに

合格確実ラインは90点、ボーダーラインは80点であると思われる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- ●解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではございません。
- ●解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- ●解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了解ください。
- ●解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。